

◇立地適正化計画 事前届出制度◇

誘導施設

○都市機能誘導区域外(※)で誘導施設を開発・建築等しようとする場合

開発・建築等の計画の事前相談
(区域等の確認)

都市計画課までご相談・お問合わせください。

○該当する施設

病院、診療所、スーパー、金融機関 等

(※)都市機能誘導区域内でも届出が必要な場合があります。

[該当する施設の確認はこちら\(表1\)](#)

表1で○の場合

表1で×の場合

立地適正化計画制度の事前届出が必要です！

[詳しくはこちら](#)

事前届出後

これまでどおり、開発・建築等の手続きが必要です。

| | |
|----|--|
| 開発 | ○3,000 m ² 以上： 開発許可申請（佐賀県） ○1,000～3,000 m ² 未満： 開発行為届出（小城市） |
| 建築 | 建築確認申請 |

開発・建築について、
[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

※農地を転用する場合

開発・建築を行う前に、農地転用の手続きが必要です。農地によって転用基準が異なります。
詳しくは農業委員会へお尋ねください。

※農振農用地(青地)を転用しようとする場合

農地転用の前に、農振除外の手続きが必要です。
詳しくは農林水産課へお尋ねください。

農地に関することは、[こちら](#)をご覧ください。